

高知憲法速報

213 2009.10.26

発行：高知憲法会議事務局 088 - 872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

航空自衛隊・イラク空輸実績判明

防衛省はこのほど、航空自衛隊が「イラク復興支援特措法」に基づき輸送した人員・物資の詳細なデータを記録した「週間空輸実績報告書」を、請求者に全面開示しました。これまで自公政権当時の防衛省は、「関係諸国・関係機関との信頼関係を損なう」として、墨塗りの文書を開示してきましたが、新政権の北沢俊美防衛相は「現時点で不開示とする理由がない」として、この資料を全面開示したものです。

航空自衛隊は2004年3月にイラクでの活動を開始、2008年12月12日撤退まで約4万5000人を空輸しています。このうち米軍・米軍属が約63%を占め、04年からイラク南部サマワで活動していた陸上自衛隊員や自衛隊・防衛関係者で約26%、国連職員の空輸は全体の約6%となっています。空自はクウェートのアレサレム基地を拠点に、C130輸送機3機と隊員200人を3カ月交代で派遣、陸自がサマワに駐留していた06年7月まではクウェート～タリル間やバスラなどで武装米兵の空輸を含む軍事活動を行っていました。陸自がイラクから撤収した06年7月から、空自が任務完了した08年12月までの輸送は2万6384人で、そのうち米軍が17650人、67%を占め、他国籍軍を含めると約84%を占めています。陸自撤退後は空輸範囲を首都バクダッド、北部アルビルまで拡大し、名古屋高裁が「戦闘地域」と認定したバクダッド空港への輸送が47%となっています。国連職員の輸送は2564人で1割にとどまっています。特に終盤は米軍のための空輸活動に徹し、兵士が持ち込んだ小銃・拳銃は5395丁、米陸軍40人が80丁の小銃・拳銃を持って搭乗したこともあります。イラク特措法に基づく実施要項では「武器・弾薬の空輸はしない」としていましたが、貨物を見ると、人道支援関連物資は限られており、殆どが軍需物資です。米軍用の車両、輸送機のエンジン、プロペラなども運んでいました。イラクでの空輸作戦に参加したパイロットは、危険な輸送活動だったことを認めています。

「復興支援」を口実にしていたためこれまで空自派兵の詳細を覆い隠してきたのですが、イラク戦争の口実とされた「大量破壊兵器」が存在しなかったことが明らかとなり、日本のイラク派兵がアメリカの主導する戦争の支援であったことも明らかになりました。イラク派兵の費用は1070億円です。イラクでの自衛隊の活動が憲法9条1項に違反するとした「名古屋高裁判決」の意義は大きく、国民がこの判決を活用して運動していくことが可能です。今後、徹底した検証を進めることが求められます。北沢防衛相は「国民の知る権利を阻害する政治は本来の姿ではない。一定の軍事機密があることは承知しているが、政治の意志として国民にきちんと情報を提供しよう官僚に指示すれば、明らかにできる。情報の隠ぺいは日本のためにも省庁のためにもならない。国民に真実が明らかになるプラスの方が、日本の政治としてははるかに大きい」と語っています。核兵器持ち込みに関する密約や米兵犯罪の裁判に関する密約も明らかにすることが求められています。政権交代に相応しい転換が必要です。これらの意味で11月7日こうち九条の会が主催する憲法集会での中谷弁護士講演が期待されています。

領海制限・米艦配慮と証言

1977年に成立した領海法で日本は領海の幅を12海里(約22km)と決めたにもかかわらず、宗谷海峡、津軽海峡、朝鮮海峡、対馬海峡、大隅海峡の5海峡では領海を3海里(約5.6キロメートル)に制限したこと、その背景には核兵器を積んだ米原子力潜水艦の「自由通航」を要求するアメリカの圧力があったことが、米解禁文書や関係者の証言で明らかになりました。津軽海峡は最短部が18kmで、領海12キロメートルとすれば海峡に公海部は残らず、通行する潜水艦は浮上して旗を掲げて航行する「無害航行」をしなければなりません。アメリカは繰り返し圧力をかけ、当時の防衛庁にあった反対論も押し切って、宮沢喜一外務大臣が、領海法附則に「当分の間」「特定海域」とすることを盛り込み、今もこの異例の措置が続いています。領海でなければ軍艦の自由航行や軍用機の上空飛行も認めることになり極めて特異な措置です。日本が核兵器の持ち込みを認めない非核3原則を維持していることがその背景にあり、核持ち込み密約との関係もあります。国際的な情勢の変化の中で、日本の防衛の在り方が問われています。